

明治中期における学齡未滿児の就学禁止通達に関する検討

Study on prohibition of entering school notice for children pre-school age in the middle of the Meiji Era

近 藤 幹 生 Mikio Konndo

はじめに

本稿は、長野県短期大学紀要第59号掲載の「明治中期における就学年齢の議論に関する一考察」の継続課題である¹⁾。筆者は、明治中期における小学校への就学年齢の議論・就学課題の検討を研究しているが、当時の小学校には、学齡未滿の幼児が多数在籍していたことを注目している。小学校への就学は、1872(明治5)年の「学制」以後、徐々にすすむが、依然として経済的困窮から就学できないものや、小学校に学齡未滿の幼児が多数在籍していた。1882(明治15)年、文部省は、貧困層や労働者子弟を対象とする簡易幼稚園(貧民幼稚園)を奨励した。ここでいう幼稚園とは、すでに1876(明治9)年に創設されていた東京女子師範学校附属幼稚園のような「園制ノ完全」なるものではなく、「貧民力役者等ノ児童ニシテ父母其養育ヲ顧ミルニ暇アラサルモノ皆之ニ入ルコトヲ」²⁾ 奨励したものであった。しかしこの普及は、あまり進展しないまま、学齡未滿幼児の就学者対策として幼稚園の設置が促されていく。1884(明治17)年、学齡未滿児の小学校への就学を禁止する通達が出される。当時、小学校における学齡未滿児の存在は、教育関係者の間で大きな課題であった。また、この通達を契機として、幼稚園数も徐々に増加していく。そして、12年後の1896年(明治29)、ふたたび同様の通達がだされる。依然として、学齡未滿の幼児が小学校に多く在籍していたのである。明治中期の二度の通達は、いずれも、学齡未滿児の就学は、幼児の心身にとって害を及ぼすという趣旨である。

筆者は、明治中期に出された学齡未滿児を排除する二つの通達を、就学年齢の議論・就学課題の検討がされる時期における文部省の政策や認識として注目した。明治20年代後半から30年代前半は、6歳就学の議論が展開され、就学年齢が厳密化されていく時期として考えることができる。1900(明治33)

年の第三次改正小学校令は、「戦前は無論のこと、それを継承している現行の小学校制度にまで基本的な影響を及ぼす制度」³⁾と指摘されている。制度の具体的特徴としては、就学の始期と終期が明確にされたこと、基本的に小学校への就学が無償になったこと、4年間の就学となったこと、6歳をむかえた翌月以後に就学するという年齢の厳密化がすすんだことなどがあげられる。こうした特徴をもつ第三次改正小学校令には、学校衛生学の知見が反映されていったのである。

本稿では、明治10年代半ばと20年代末に出された学齡未滿児の就学禁止通達を分析し、就学年齢・就学課題の議論や検討に関する背景を分析する。とりわけ、十分な検討がされてこなかった1896(明治29)年の通達とその背景をさぐり、新しい学問分野としての学校衛生学が果たした役割を確認していく。

1. 先行研究及び調査文献

先行研究及び調査した主な文献・参考資料⁴⁾を末尾に示す。学齡未滿児の就学を禁止する明治17年の通達については、先行研究の多くが分析している。しかし、明治29年の通達に関しては、文部省『幼稚園教育百年史』(1979)などが、資料として掲載しているが、詳しい分析はおこなわれていない。日本保育学会『日本幼児保育史第一巻』(1968)『日本幼児保育史第二巻』(1968)中谷遼『幼稚園の制度と歴史』(1982)湯川嘉津美『日本幼稚園成立史の研究』(2001)においても同様である。明治29年の通達と学校衛生学との関連を検討するため、三島通良(1866-1925)に関する先行研究⁵⁾や三島自身の言説による資料として「国家医学会雑誌」⁶⁾を用いて分析をする。

2. 本論

(1) 学齡未満児の就学禁止通達の比較

① 1884（明治17）年2月15日達第3号

文部省は、1884（明治17）年2月15日達第3号（以下「明治17年通達」と略）として、学齡未満の幼児の就学を禁止し、幼児は幼稚園の方法による保育を行うように通達を出した。内容は「学齡未満ノ幼児ヲ学校ニ入レ学齡兒童ト同一ノ教育ヲ受ケシムルハ其害不少候條右幼児ハ幼稚園ノ方法ニ因リ保育候様取計フヘシ此旨相達候事」⁷⁾となっている。また同日付けで、幼稚園の編成などを内容とする通知が各府県に出された。それによれば、「幼稚園ノ編成ニ就テハ」「必スシモ完全ノ規模ヲ具スルモノノミニ限ラズ」「種々簡易ノ編成」でよく「土地ノ情況ニ応ジ」て別個にあるいは「小学校ノ一部ヲ以ッテ」あてればよいという趣旨であった⁸⁾。明治17年通達は、当時の学齡未満幼児の存在を問題視することから出されたものであったが、これにより、小学校に在籍する学齡未満幼児数は激減していった。明治16年には、学齡未満児の小学校入学者は、全国で117,857人に達し、小学校児童の27分の1を占めていた。明治17年通達の措置によって、50,112人に半減された⁹⁾。また、幼稚園設置数については、湯川嘉津美によれば、明治19年頃から通達の効果が出始め、年々増加していったことが詳しく指摘されている¹⁰⁾。湯川は、明治17年通達による各府県（茨城県、石川県、岐阜県、大阪府、岡山県、広島県、島根県、徳島県）の実施状況についても文部省年報などにより詳細に論じている¹¹⁾。

明治9年の東京女子師範学校付属幼稚園以来、容易には進まなかった幼稚園設置は、明治15年の簡易幼稚園の奨励や明治17年通達を経て明治20年代になって徐々に増加傾向を示していくのである¹²⁾。

② 1896（明治29）年8月17日訓令第六号

文部省は、1896（明治29）年8月17日文部省訓令第六号（以下「明治29年通達」と略）を発した。内容は「学齡未満ノ兒童ヲ小学校ニ就学セシムルハ学校管理上ニ於イテ不都合アルノミナラズ兒童心身ノ發育上其害少カラサルヲ認メ学校衛生顧問ニ諮問シタルニ之ヲ嚴禁スルノ必要ナルコトヲ答申セリ就イテハ自今深く注意シ学齡未満者ヲ就学セシムルカ如キコトナキ様嚴重ニ取締ルヘシ」¹³⁾である。

③ 明治17年通達と明治29年通達の比較

いずれの通達も、学齡未満の幼児を小学校へ就学させることは、心身の發育に害をもたらすので、禁止するという内容である。明治17年及び明治29年時点とも、小学校に学齡未満の幼児が多数在籍していたからである。明治17年通達と地方の受容との関連については先行研究がある。また、明治17年通達との関連は不明だが、地方独自で、幼稚園創設の動きが活発化した事実もある¹⁴⁾。明治10年代から20年代は、小学校への就学は徐々にすすんだものの、児童の置かれた環境の劣悪さ、経済的負担の増大など多くの課題があった。小学校における学齡未満の幼児の存在は、大きな教育問題の一つであった。

後述するが、明治10年代は、児童の置かれた環境への関心は皆無ではなかったが、日本における学校衛生学の確立は、明治20年代半ば以降になってからであった。

では、両者の通達文書の相違点はどこにあるのか。明治29年通達が、学校衛生顧問に諮問した結果、学齡未満の幼児の就学を嚴禁した通達だという点にある。つまり、明治17年通達の時点では、学校衛生に関する関心はあったものの、学校衛生学の成果が文部省行政に反映されるまでには至っていなかったと考えられる。明治29年には、学校衛生顧問会議が設置され、学校衛生学の知見が文部省行政に反映され、明治29年通達が出された。明治29年通達

は、学校衛生制度の確立を基盤として、発行されたものである。

(2) 明治 29 年通達を支えた学校衛生学

① 明治期の学校衛生学

日本における学校衛生学は、ドイツの学校衛生学を基盤として確立されていったといわれている。前掲杉浦守邦¹⁵⁾によると、明治 10 年代半ばにかけてドイツやイギリスの衛生関係の翻訳書などが数種類発行されている。しかし、本格的な専門書は、三島通良『学校衛生学』(1893 年)¹⁶⁾だと指摘する。明治期に出版された学校衛生学書の多くが、「翻訳調で欧米の先人の意見を羅列的に紹介」されていたが、三島の本書は「自ら苦心調査した実態成績を随所に活用駆使し、これを立論の根拠として説を展開」¹⁷⁾したという。

三島通良『学校衛生学』の内容(目次)は、総論、校地、校舎建築及び教室の構造、採光法、換気法、暖室法、机・腰掛・姿勢・書籍及び塗板、生徒の疾病及び学校医の監督、体操及び遊戯、授業及び休業となっている。学校における環境、衛生などが中心的内容となっていることがわかる。また、本書序文において以下のように述べている。「明治 24 年文部省普通学務局ヨリ、学校衛生事項取調囑託ノ命ヲ奉ジ、毎年四方ヲ巡回シ諸学校ニ於ケル衛生上ノ現況ヲ視察シ、其生徒ノ健否ヲ検シ、転々感慨ニ堪ヘザルモノ夥多ナリ。彼ノ校舎ノ設備、校具ノ構造、体育ノ方法等、未ダ一トシテ其本源タル衛生学ノ原則ニ適合セズ」という現状で、「生徒タル者ヲシテ、遂ニ其心身ヲ衰弱萎摩セシメ、将ニ悉ク畸形ト病体トニ陥落セシメントス」¹⁸⁾明治 5 年「学制」以後、小学校は各地に設立されていったが、現場の実情を克明に視察した三島の痛烈な主張となっていることがわかる。

三島自身は、日本における学校衛生学の起こりを次のように説明している。「学校衛生学が一科の専

門学として世の中に紹介せられましたのは、1880 年の頃でございまして、即ち我明治 13 年の頃で有名なバキンスキー氏が『学校衛生学』という著述をしました頃でございました」そして、日本における学校衛生学の確立は、「明治 24 年頃からのこと」だという。学校衛生は「衛生学の中の分類より論じますれば、公衆衛生学に属する方でありまして、国家が之に対して行う公共の事として行ふべき所の衛生の事業に属する」内容であり、「教育の一番の基礎になるべきものは、学校衛生である」と力説する。また、学校衛生学が研究すべき内容は、「学校衛生の学術よりして攻究実施すべき所の、学校の敷地、校舎の設計、就学の年齢、学科、時間に関する事(後略)」¹⁹⁾だと解説している。

前掲杉浦によれば、三島はドイツに育った学校衛生学を解説しているが、決して欧米心酔主義ではなく、日本的長所は率直に認め、これを保持しようとする日本人の立場、風土を尊重する立場であると論じている。また、学校における児童の疾病、健康障害がすべて学校生活から起こるともいえる三島の主張については、学校衛生上の欠陥と責任を明らかにしたいことからくる「三島のあせりであったようだ」とも指摘する。現在からみれば、当時の児童の健康障害、疾病については、学校以外の家庭や地域社会により生じている面も重要であるとの認識である。そうした課題はあるものの、三島は「わが国における学校衛生学の開拓者であった」²⁰⁾と断言している。

② 明治 10 年代における学校衛生に関する認識

明治初期以降、文部省における学校衛生に対する認識は、いかなる経過・背景をもって築かれていったのか。明治 5 年「学制」以後、小学校は各地につくられていった。しかし、小学校の設置は、寺子屋・塾などを応急的に使用したものが多く、施設・設備としては、不完全かつ不衛生でもあった。また校舎

の建築などへの地方財政の負担増、庶民の経済的困窮などで、学校焼き討ちなどが頻発したこともよく知られている²¹⁾。こうした事情において、文部省が学校環境や設備などへの諸施策を後回しにし、放置されてきたことは想像できる。しかし、三島以前にも、当時の小学校に対する環境衛生面からの指摘があったことも事実である。明治10年代、文部省の学監であったダビット・モルレー David・Murray (1830-1905)²²⁾ が、具体的発言をしている。モルレーの主張は、「軟弱ナル小兒ノ身体ヲシテ、不便ナル机案ニヨラシムルトキハ遂ニ大害ヲ引起ス根基トナルモノ」「身体ノ健康ヲ兼ザルトキハ、教育ノ巧用モ亦極メテ浅少ナルベシ」²³⁾ などであった。モルレー以外にも、文部省書記官・西村茂樹 (1828-1902) が、視察報告を提出している²⁴⁾。これによると、教育において、子どもの健康や建物のことまで考慮するべきであるという認識が明治10年代から表明されていたことがわかる。文部省行政において、具体的施策になるには時間を要したとしても、地方の学校教育現場では、児童にとっての劣悪な環境を問題にする識者が存在していた。

③ 学校衛生を導入する明治20年代の文部省

モルレーらによる指摘の具体化には、明治23年小学校令改正をふまえた小学校設備準則²⁵⁾を待たねばならなかった。そして明治24年9月、三島通良が衛生調嘱託となり、小学校・幼稚園における学校衛生の調査をすすめて、前述の『学校衛生学』へも反映されていく。

文部省はどのような経過で三島に衛生事取調を依頼したのだろうか。前掲杉浦によれば、三島が嘱託として文部省に入るのは、帝国大学医科大学長・三宅秀の推薦によった可能性が強いと指摘している。三宅はドイツを視察しており、ベルリン大学小児科教授A・バキンスキーを訪問し、ドイツにおける学校衛生学の進展を知り、帰国後文部省に対して、学

校衛生学の緊急性・必要性を力説している。経緯の詳細については、十分に検討できていない。

しかし、文部省が委嘱した三島の調査に対して、当時の教育界・医学界が期待をもっていたことはわかっている。三島の調査は、「小学校衛生法の全体なれど主として教授の時間、学科の配当、就学の年齢等本邦児童の発育上に照して、其適否如何を、調査したき見込みなりと云えば、実地教育の任にある人々も、十分に之が助力を為して、三島医学士に満足なる結果を与へしめられんこと、我国普通教育の為に深く翼望せざるを得ず。漸く文部省が実地に就きて、学校衛生法の調査に着手せらるるに至りたるは、今回をもって嚆矢とす」²⁶⁾ 全国の衛生状況の調査を委嘱された三島は、小児科学の研究者として本領を発揮しながら、文部省学校衛生行政の中心的役割を担っていったのである。三島は、明治24年の委嘱以降、明治29年学校衛生主事、明治33年学校衛生課長に就任し、文部省行政で活躍していく。

④ 学校衛生顧問会議の新設と学校衛生

文部省は、1896 (明治29) 年、以下のように学校衛生顧問会議を設置している。「本年新ニ学校衛生顧問及ビ学校衛生主事ヲ設置セリ (勅令第百七十五号)」 「文部省ニ学校衛生顧問九人以内及学校衛生主事一人ヲ置キ学校衛生顧問ハ文部大臣ノ諮問ニ応ジテ学校衛生ニ関スル事項ヲ審議シ、学校衛生主事ハ文部大臣ノ命ニヨリ又ハ各局長ノ指揮ヲ承ケ学校衛生顧問ニ諮問スヘキ事項ノ調査其他学校衛生ニ関スル事ヲ掌ルモノトス」²⁷⁾ 学校衛生顧問会議は、1903 (明治36) 年まで設置され、日本における学校衛生制度を生み出す重要な役割を果たしてきた²⁸⁾。

三島は、文部省学校衛生主事として、精力的に調査をすすめたが、それを可能にしたのは、文部省内での学校衛生の積極的位置づけであった。当時の文部大臣は、井上毅であった。前掲杉浦によれば、井

上文相は三島に対して、身体発育調査における欧米との比較を命じ、東京大学教授ベルツ Erwin-Balz (1849-1913)²⁹⁾ に引き合わせたという。そして、井上文相は、「教育の分野に衛生を重視する風潮を作った」とも指摘する。いっぽう三島は、当時「教育の基礎」という論説を発表している。「我国学校生徒が今日ノ衰退ヲ来シタル原因」の一つに「学校衛生ノ行ワレザルコト」をあげている。三島は井上文相との関係を「予は実に氏（注 井上文相・・筆者）の膝下にありて、学校衛生の取調に従事したるものなり。誠に其命を受けて取調べたる事項は決して少なきにあらざりなし。（中略）教育社会の利益を図りつつあり。予は氏の実に予のために好知己なるを信じたるもの」³⁰⁾ 三島の活躍は、当時の教育における問題点に医学的立場からアプローチをめぐっていたといえるだろう。

(3) 文部省の就学年齢・就学課題への認識

① 学校衛生環境としての机・腰掛に対する意見では、学校衛生学に関する知見のうち、就学年齢・就学課題については、文部省当局の認識はどうであったのか。

モルレーは、文部省学監の地位にあり、前述したように東京府内の小学校を巡視して報告書を残している。就学年齢・就学課題には言及してはいないが、注目したいのは、机・腰掛に関して意見を述べ、児童の年齢と机・椅子の寸法などを問題にしていたことである。「文机椅子等ハ、其製必ズ生徒ノ年齢ニ適当ナラシメンコトヲ要ス」「第一六歳乃至八歳ノ児童ニハ椅子ノ高サ九寸、椅子ノ広サ九寸文机ノ高サ一尺八寸」などとし、「日本ノ如ク木工ニ富テ、鉄鋼ノ乏シキ国ニ於テハ、木製ニスルヲ便利ナリトス」³¹⁾ などと報告している。児童の身体的状況からみて、机・椅子などの寸法を検討すべきであるという指摘であった。

三島は、次に述べる学校衛生に関する調査を通し

て、身体発育に影響を与える机・腰掛にも関心をはらっており、生徒が脊椎湾曲になることなどを指摘し、三島式机・腰掛を提案している³²⁾。

② 小学校・幼稚園の調査と就学年齢・就学課題への認識と主張

三島の調査は、1891（明治24）年10月の九州地方を皮切りに、明治25年8月奥羽地方、明治27年1月四国・中国地方、明治28年5月丹波・丹後・但馬地方、明治29年2月栃木県下、明治31年10月京都府・大阪府、明治32年5月山形県、明治32年10月四国地方となっている³³⁾。

調査内容は、学校衛生に関する事項であり、主な項目のみあげると、設備、教室、校具一机及び腰掛、便所、遊戯体操場、飲料水、児童の発育、年級別児童平均年齢、学校児童の死亡、学校児童の衛生に関する取調などとなっている。このうち、三島が就学・就学年齢に関する問題把握をした内容は、学校児童の衛生に関する取調に含まれ、年齢、就学年齢、父母教育の有無、就学前後の健康否という箇所である。また、三島はこの調査において全国の幼児・児童の身体発育調査結果をまとめていくことになる³⁴⁾。

三島は、当時の就学年齢・就学課題をどのように認識していったのか。前掲杉浦に依拠しながら、5点にまとめることができる。

第一は、明治24年九州調査において、13,249人の学級ごとの年齢差を調べ、1年以上2年余りの差のあるものが、同一時間、同一学科を授業でおこなっている実態があり、教育上・衛生上適当ではないと指摘している³⁵⁾。

第二は、明治12年から実施されていた活力検査表の修正を求めているなかで、同一クラスに、年齢差の大きい児童の存在を指摘している。「活力検査ヲシテ居ッタガ、其統計表ハ、学期別、学年別ニ作ラレテ居タカラ、学生生徒ノ健康状態ヲ視ルニ殆ンド何ラノ効モ無カッタ」³⁶⁾ という。活力検査とは、

現在まで続くいわゆる健康診断のことで、身長・体重・胸囲などの定期的測定を意味する。三島が問題にしたのは、すでに調査済のデータが学年ごと学期ごとになっており、同一学年に年齢の混在している現状では、学年別による調査は、意味を持たないという指摘である。明治25年奥羽地方の調査では、ひどいものでは、同級生中最長年齢児童と最少年齢児童の差が8年6ヶ月になっていた事実があったからである。

第三は、同じく明治25年奥羽地方の調査データに対する井上文部大臣とのやりとりにもみられる日本人早熟論と就学年齢の問題である。この点は、筆者は別に分析している³⁷⁾。文部大臣は、奥羽地方の取調内容を見て、学童の体格が貧弱で、欧州と比較して劣っているという指摘に、関心と疑問を持ったといわれている。そして、「早熟ならば就学年齢を早めるとか、学期のあんばい、学科の編成等に日本独自の考慮を必要とする」と井上文相が考えたといわれている³⁸⁾。三島は井上文相から日本人が早熟傾向にあるのか、特に欧米人との比較をするように命令を受けた。後に、明治27年四国・中国地方の調査において、「本邦人ハ、早熟ノ人種ニ属スルモノノ如シ」と報告している。さらに三島は、明治35年『日本健体小児ノ發育論』や論文「学制調査資料・就学年齢問題」を発表し、自己の見解として、日本の児童は欧米の児童と比較すると、就学前後において差異は見られないが、思春期において早熟傾向があることを認めていく。そして同時に、早熟だから就学年齢を早めるという安易な考え方を戒めている³⁹⁾。

第四は、教科書の文字の大きさを是正することを求めていることである。三島が当時の教科書の文字は、あまりに小さいことを認識していたといわれる。明治27年、普通学務局長から教科書の文字を調査するように命令を受けて、ドイツのエルサス州らの教科書審査基準をもとに、文字の大小、文字の行間、

行の長さ、紙質、印刷、などの観点をまとめ、復命した。三島は後に6歳就学を擁護する主張を展開するが、同時に小学校第一学年の文字学習の困難性などにも言及していくことになる。三島は、小学校への視察を通して、身体測定にとどまらず、教科書の文字に至るまで具体的改善を要求していた。

第五は、明治29年、日清戦争後の「戦後経営としての学校衛生」について主張している点である。三島は、同年、学校衛生主事になる時点で、就学及び義務的考え方を以下のように述べている。「国家は権利として何歳になったら就学しろ、何年間は就学の義務年限であるとて、法律、命令を以って小学校令を發布した以上、又之を就学せしめたばかりでは済まない。即ち之を教育して、国民として普通の知識、技能を備へた所の人物として、還へしてやらなければならない。法律で以って入学せしむるという権利を有って居る以上は、義務というものも負はなければならない。即ち児童を保護すべき義務が政府に充分あるのであう」⁴⁰⁾ 三島は、学校衛生はじめ、児童の健康保護は、国家的な義務であると主張した。そして、前述したように、明治24年から8年近くにわたる小学校・幼稚園などの調査をおこなった。三島は、当時の教育現場において、必ずしも就学年齢の厳密化が定着しておらず、年齢の異なる児童が混在して就学している現実を見つめながら、学校衛生制度の重要性、就学年齢及び就学課題を解決する必要性を認識していく。

以上のように、文部省の学校衛生に関する認識は、ドイツなどの学校衛生学の導入、モルレー、三島らの知見により徐々に深まっていく。三島の調査をふまえて、当時の小学校・幼稚園などの幼児・児童の現実を認識しながら、明治20年代半ばから30年代初めにかけて学校衛生制度の基盤が確立されていく。本稿で主たる検討課題とした明治29年通達は、学校衛生学の導入による明確な認識をもって発行されていたのである。

(4) 第三回学校衛生顧問会議

-1896 (明治 29) 年 7 月 1 日-の議論

学校衛生顧問会議の議論に関する詳細な検討は、あまりおこなわれていない。前掲近藤真庸論文は、顧問会議の性格・役割を詳細に分析している。しかし、筆者が対象としている明治 29 年通達の議事がどうすすめられたかについてはふれていない。筆者は、三島の論文「学制調査資料・就学年齢問題」への研究から第三回学校衛生顧問会議の議論内容を見出すことができた⁴¹⁾。以下は、明治 29 年 7 月 1 日の学校衛生顧問会議の内容である。この会議では、就学年齢・就学課題に関連して二点議論されている。第一は「学齡未滿ノ児童ノ就学ニ関スル件」が審議される。「学齡未滿ノ児童ハ、就学スルヲ得ザルノ例ナレドモ、實際ニ於テハ尚就学スルモノアルヲ認ム。右ハ身神發育上ニ及ボスベキ害如何ニ依リテハ、之ヲ嚴禁スルノ必要アルガ如シ、依テ各位ノ意見ヲ問フ。トイウ諮問ニ對シテ、学齡未滿ノ児童ヲ就学セシムルハ、身神發育上有害ナルヲ以テ、宜シク之ヲ嚴禁スベシ。ト決議シ、依テ同年八月十七日ノ文部省訓令第六号ヲ発布スルニ至レリ」⁴²⁾と述べている。これが、明治 29 年通達を発するときの議論であった。同日の会議で、6 歳就学説が「決議」されていることにも注目しなければならない。「当日ノ議事ニ於テ、滿七年 (滿 7 歳・・筆者) ヲ就学ノ初メトナスベシトノ説ヲ唱ヘタルハ小池顧問ニシテ、之ニ同意シタルハ長谷川、豊住ノニ顧問ナリ。滿六年 (滿 6 歳・・筆者) 説ヲ唱ヘタルハベルツ顧問ニシテ、之ニ賛成シタルハ三宅、弘田ノニ顧問及余ナリ。而シテ此會議ニ於テハ滿六年 (滿 6 歳・・筆者) 就学説、過半数ニテ可決セラレタリ」⁴³⁾ 学校衛生顧問会議で、滿 7 歳就学説と滿 6 歳就学説が提案され、4 対 3 の過半数でベルツ提案の滿 6 歳就学説が決議されたというのである。

6 歳就学が「過半数ニテ」、つまり 4 対 3 で決議されたということは、不自然な記述とも考えられる

が、筆者が注目したいのは、以下の 2 点である。第一は、6 歳就学に関する議論が文部省学校衛生顧問会議でおこなわれた事実である。文部省行政の中核でこれだけ議論が分かれていたのであり、今後さらに検討したい。第二は、6 歳就学の提案者がベルツであること、賛成者が三宅、三島 (文中「余」というのは三島を意味する) 弘田だという点である。(2) ④で述べたように、ベルツ、三宅、三島はつながりがあった。引用部分は、学校衛生顧問会議の議事ではあるが、3 名のかかわりは、同じ 6 歳就学論者であり、医学・学校衛生学という共通の学問分野からの影響も考えられる。

(5) 第三次改正小学校令と学校衛生

明治 29 年通達を支えた学校衛生学の知見は、1900 (明治 33) 年第三次改正小学校令 (以下「改正小学校令」と略) に具体的な内容として盛り込まれていく。改正小学校令は、前述したが、現在まで続く義務教育制度の骨格としての役割をもっている。ここでは、改正小学校令に盛り込まれた学校衛生学の知見を具体的に明らかにしておきたい。改正小学校令の理論的支柱は、学校衛生主事である三島といわれており⁴⁴⁾、三島の言説である「国家医学会雑誌」に掲載された講演記録に即して述べていく。

① 最大の改正内容としての学校衛生関係

三島は、改正内容を次のように説明している。「今回の改正に於いて、最も力の這入って居る、最も大なる改正の点というのは、学校衛生の点にある」それは、「学制の儘では教育上不完全な点が多く」「教育の仕方により生徒の健康を害している」

こうした実態は「明治 24 年以来、私に学校衛生の取調を命じまして、段々全国におけるところの学校生徒健康状態も調べもつきた」以上の認識を基礎として、改正小学校令は、「全国に不就学の児童のないように、就学を催促するというのみならず、一

方には教科目、其の他の点に改正を加えて、児童健康を害することなく、普通教育の目的を達成すること」⁴⁵⁾が主要な改正目的であったとする。

改正点は、「学校衛生に関する改正条項は13か条(66か条のうち)、施行規則は、47か条(211か条のうち)」であるが、具体的内容としては、「積極的改正」として、「児童の健康を保護すること及び「体育を奨励すること」だという。また、「消極的改正」としては、「学科目・教科目を減らす」内容である。施行規則については、毎週の授業時間を減らすこと、通学距離については、30分以内とした⁴⁶⁾。

改正に着手した際の問題意識を、施行規則に関する言及内容から引用しておく。教授時間については、「特に尋常小学校一年の生徒というものは、家庭において自由自在に生活して居たのを、直ちに捕へて学校に入れるのでありますから、其の生活状態が激変するので」あり、「一遍に24時間も教授されたならば」負担が大きい。「学校児童の状態を観察すると、尋常一年の児童は非常に弱っている。又学校長の云うにも、一時は非常に痩せて仕舞うということも聞いて居ります。(中略) 此れまで家庭で勝手に遊んで居たものを急に学校に入れて其身体も精神も束縛する」⁴⁷⁾つまり、家庭から学校への大きな変化をふまえて改正に着手したことがわかる。

通学距離についても突っ込んだ議論がされていた。「適度の通学経路ということは、法文などに掲げるには、極めて都合の良いこととござりますけれど」「土地の状況に依って、大なる相違が出来ます。都会と山村によって違います」「目の下に見えるけれど、そこへ行くには、五町も六町もあるというような所では、適当の路程というのを一里に極めて宜いか、二里に極めて宜いかわかりませぬ」⁴⁸⁾などの意見が出され、諸外国の事例をふまえた検討がされた。それによると、フランスでは通学最遠距離を2.5キロ、エルサスロットリンゲン(ドイツ)では

「医者と教育家が寄って極めた結果、時間をもって30分時を以って最遠距離とし」ている。これらをふまえて、日本では「学校衛生顧問会議で、尋常小学校児童の最遠の路程として普通30分」が決められたという。ただし、「土地の状況により、色々に違わねばならぬ」「何れへでもこれを実行すると云うことは、困難だろう」という意味を含んで決定された⁴⁹⁾。

② 就学年齢6歳の厳密化に関する検討経過

改正小学校令では、就学年齢6歳がより厳密化された。「児童満六歳に達したる翌月より、十四歳に至るハカ年をもって学齢とす」とされた。この経緯について、三島は以下のように説明している。「此の翌月というということは余程意味のあることとござります。満六歳以上というものを就学させるのでござりますから、六歳に達した月ではいけません。児童を保護するためにやったのであります。」「此れまでは、学齢未満の者を小学校に入れるということが沢山あります。種々の名を付けて、父兄が入れたがるのです。それですから、まあ教員もそれを入れるというので、甚だしきは、学籍簿を調べると、年齢に合っているけれども、学校に行つて、直に子供を捕へて、お前幾つだという、五つですなどというのがござります。誤魔化してやって居たのでござります。」「どういうものの子かといえば、村会議員でござるとか、県会議員でござるとかいう者の子供です。なかなかこう言う人達が幅が利くから学齢未満の児を無理に就学させるのです」しかし、「今度は、一切知事がやるので、教員もこれらの人たちの前でブルブルしなくてよるしい」⁵⁰⁾だから、今後は、6歳未満で就学することを厳禁せねばならないとしている。

③ 改正小学校令と三島の6歳就学論

筆者は、本稿において、改正小学校令の検討過程

を分析し、三島の6歳就学論を再確認できた。三島は、世界各国の学齡を紹介し、就学年齡前後では日本と欧米との差はみられないことや早熟と就学年齡との関係などにふれている。そして、「現今においては、学齡は六年でよいと思う。しかしながら、六年で就学させて其の課する所の教科目、其教授方法については、其年齢体格に相当するように大に方法を講じなければならぬ」⁵¹⁾と述べている。明治33年改正小学校令の検討において、三島は学校衛生学の知見を駆使しながら、6歳就学論の骨子を主張していたことがわかる。その全面的展開は、明治35年の論文「学制調査資料・就学年齡問題」(1902)として実を結んだのである⁵²⁾。

結び

6歳就学の起源は、明治5年「学制」である。その後、就学は徐々にすすんでも、学齡未滿の幼児が多数小学校に在籍していた。また経済的困窮などにより就学さえできない多くの幼児・学童も存在した。先行研究の多くが指摘するように、当時の就学実態は、就学にあたって就学年齡を問うよりも、就学自体を重視する姿勢が行政側にもあったことを意味する。行政側では、就学年齡6歳という年齢自体が厳密化されていなかったのである。同時に、経済的困窮などの理由で、小学校・幼稚園に就学どころではなかったさらに多くの幼児・学童が存在していた事実がある。後者については本稿の課題としなかった。

文部省の政策として、6歳就学制度が厳密化していくのは、学齡外未滿児を小学校から排除する二度の通達、学校衛生制度が整備されていくプロセスにおいてであった。明治17年通達は、学齡未滿の幼児を排除し、幼稚園設置を促していく内容であった。これにより、明治20年代には幼稚園設置もすすんでいく。しかし、幼稚園設置、小学校の増設をもって幼児・学童の学習環境が整ったなどは到底い

る状況にはなかった。いっぽう明治初期のドイツを中心とした医学的知見から、日本にも学校衛生学が導入される。新しい学問分野である学校衛生学は、明治中期になって、学校衛生顧問会議の設置や三島らの活躍を経て、日本の文部省行政に強く影響を与えていくことになった。「学制」以後、放置されてきた小学校・幼稚園などの衛生環境や用具が注目されるようになったのである。徐々にではあったが、当時の幼児・学童に対してようやく光があてられていったのが、明治20年代半ばから明治30年代初めであった。明治29年通達は、学校衛生学の知見を明確に反映させた内容であり、明治17年通達と性格を異にしている。明治29年通達を発した文部省は、学校衛生学を学問的根拠としており、この時期において、現在にいたる学校保健制度の基盤が整備されたことは、先行研究でも明らかになっている。同時に注目したのは、就学年齡の議論・就学課題の検討がされている事実である。議論という以上、さらに詳細な分析が必要になるが、この時期の議論・検討を経て、1900(明治33)年第三次改正小学校令が制定されてきたのである。第三次改正小学校令には、学校衛生学の知見が色濃く反映している。

以上のことから、明治中期の二度にわたる学齡未滿児の就学禁止通達は、文部省の6歳就学制度の厳密化過程における節目ともいえる政策・認識であったと位置づけたい。特に明治29年通達は、学校衛生学の知見を反映し、就学年齡の議論・就学課題の検討を背景にもつ施策であった。その議論・検討は、明治33年、第三次改正小学校令の内容として具体化されていったのである。

注

- 1) 長野県短大紀要59号では、明治5年「学制」以後、明治20年代から30年代にかけて就学年齡の議論が高揚したという筆者の見解を述べた。
- 2) 湯川嘉津美『日本幼稚園成立史の研究』風間書房、2001年、298頁

3) 佐藤秀夫「学校制度と年齢一年齢主義の歴史的背景—」
『発達』VOL 1、NO3 に所収、ミネルヴァ書房、1980

4) 主な先行研究・参考文献

① 明治期の幼稚園史・長野県幼稚園史に関する先行研究

明治期の幼稚園史は、倉橋惣三・新庄よし子『日本幼稚園史』1980、文部省『幼稚園教育百年史』ひかりのくに1979、日本保育学会『日本幼児保育史第一巻』フレーベル館1968、『日本幼児保育史第二巻』1968、中谷達『幼稚園の制度と歴史』家政教育社1982、湯川嘉津美『日本幼稚園成立史の研究』2001等がある。長野県幼稚園史に関しては、長野県私立幼稚園連合会編『長野県幼稚園史』1970、塩入隆「明治期の長野県幼稚園考」1970（長野県近代史研究会「長野県近代史研究第2号」1970に所収）、松本幼稚園百年誌刊行会『松本市立松本幼稚園百年誌』1987、丸子中央小学校百年史刊行会『丸子中央小学校百年史』1973等がある。

② 明治期長野県の就学に関する先行研究

明治期の長野県の就学に関しては、神津善三郎『教育哀史』1974、『近代日本における義務教育の就学に関する研究』1977、長野県教育史刊行会『長野県教育史』第二巻、1981等がある。

③ 三島通良及び学校衛生学に関する先行研究・参考文献

水本徳明「明治期長野県における就学年齢の統制に関する研究」筑波大学教育学系論集19/1 1994。Zheng SongAn「養生思想と教育的学校保健の成立」一橋大学社会学研究科博士論文、2001。杉浦守邦「三島通良(1) — (18)」(『学校保健研究』第10巻2号～12巻12号、1968～1970に所収) 木村吉次『日本近代体育思想の形成』杏林書院、1975。河野誠哉「近代日本の児童研究の系譜における認識論的転換—分析視角の移動とその近代学校論的意味—」Forum Modern Education No.11, 2000

5) 前掲杉浦守邦「三島通良(1) — (18)」、Zheng SongAn「養生思想と教育的学校保健の成立」一橋大学社会学研究科博士論文2001、木村吉次『日本近代体育思想の形成』などがある。また拙稿「三島通良の論文『学制調査資料・就学年齢問題』(1902)に関する一考察」(『保育学研究』所収、第43巻1号、2005)では、三島自身の6歳就学論を詳しく分析した。

6) 「国家医学会雑誌」第108号 九州大学所蔵 明治29年、「国家医学会雑誌」第162号～第164号、九州大学所蔵 明治33年

7) 8) 前掲湯川、298頁～300頁

9) 前掲中谷、109頁

10) 11) 前掲湯川、296頁～332頁

12) 前掲日本保育学会『日本幼児保育史第1巻』他

13) 前掲文部省『幼稚園教育百年史』505頁

14) 前掲神津善三郎『近代日本における義務教育の就学に関する研究』(1977)は、長野県の明治期の就学課題を研究している。教育の近代化過程において、義務教育問題を構造的に分析しており、明治10年代以降、20・30年代にかけて、長野県の学童・幼児がいかなる実態におかれていたかを把握する

ことができる。明治17年通達に対しても、長野県の対応の仕方を詳細に述べている。それによると、長野県は文部省に対して「一校あたり平均4人程度で4766人の学齢未満幼児がいる」などと報告をしている。そして同年「県官五等属肥田野と九等武井の両名を幼稚園取調のために東京・静岡に出張させる」(前掲神津65頁)。ところで、長野県内で同年、丸子中央小学校附属幼稚園の設立伺いが出されている。これに対して県は、時期が早いという理由で却下してしまう。実現していれば、県内初の幼稚園になったはずである。結局、長野県内における幼稚園第一号は、明治20年開智学校附属幼稚園の開設を待たなければならなかった。当初の長野県の姿勢について、神津は消極的だと指摘する。そして、地域の子どもたちは、貧困のために子守をしながら、家を手助けしなければならず、学校(幼稚園を含む)どころではなかったことを力説した。茨城県では、明治18年、土浦西小学校附属幼稚園が誕生している。当時の幼稚園数は、全国で30であったが、地方における早い時期の幼稚園設置である。土浦幼稚園の誕生過程については、是澤博昭「簡易幼稚園の設立経緯とその実像—土浦幼稚園とその時代」(1998)が詳しく分析している。

15) 前掲杉浦『三島通良』

16) 三島通良『学校衛生学』(1893)は、三島の学校衛生学の集大成といえる。身体発育調査の内容が反映されていく。

17) 前掲杉浦『三島通良』

18) 前掲三島『学校衛生学』序文

19) 前掲「国家医学会雑誌」第108号

20) 前掲杉浦『三島通良』

21) 当時、学校経費は住民負担であった。学校へ子どもを出すことは、同時に家の働き手を失うことにもなった。農民や庶民の日常生活にとって、学校は有用ではないという認識があったのである。佐藤秀夫は、以下のように指摘する。「1870年代後半になると、新しい学校制度に対する社会的な批判と不満がかなり広まり」「激発した農民一揆の際、学校が打ちこわしや焼き討ちの対象に選ばれることもみられた」(佐藤秀夫著『教育の歴史』放送大学、2000年、25頁)

22) ダビット・モルレーは、アメリカの教育者。森有礼が日本の教育について意見を求めたとき、自らの考えを述べ、それが契機となり、文部省学監(顧問)になる。「学制」実施状況を視察し、「学監米人博士ダビット・モルレー申報」などの文書にまとめる。その中で、児童の学習環境について発言している。以上は、『現代教育学事典』旬報社1988年などによる。

23) 前掲杉浦

24) 文部省書記官西村茂樹については、石付実編『近代日本の学校文化誌』思文閣出版1992年がふれている。石付によると、西村茂樹は文部卿宛に視察報告を出し、学校における子どもの健康状態は決して好ましい状況ではなかったと述べている。例えば、多くの学校に樹木がなく、生徒が炎天下で体操をしていることなどを指摘している。この視察報告は、明治10年8月付であり、モルレー以前にも学校衛生への注目

がなされていたことがわかる。詳しくは、前掲石付 74 頁。さらに、前掲神津『近代日本における義務教育の就学に関する研究』(1977) は、明治 20 年代の長野県上田子守教育所における工夫を紹介している。それによると「教室内の光線、空気、温度は教室外と同じにしておくべき」「教室内の床が板張りだと子守児たち多数の者の足音で、乳幼児の夢が破られる」(103 頁) など、指摘されていた。明治 10 年代から 20 年代、地方においては、学童・幼児の実態から、学校衛生に対する観点を配慮した実践が展開されていたのである。後の研究課題としたい。

で 6 歳就学論を全面的に展開している。

- 25) 明治 23 年の小学校設備準則では、学校の場所、環境などが盛り込まれている。
- 26) 前掲「国家医学雑誌」108 号
- 27) 文部省『文部省第 24 年報』(明治 29 年) 2 頁
- 28) 前掲近藤真庸論文は、学校衛生顧問会議について、詳細に分析している。
- 29) ベルツは、明治初期にドイツから招聘された医学者であり、学校衛生顧問にも就任している。ベルツは『日本人の体質』など人類学の業績もある。就学課題や 6 歳就学論に関連して、帝国大学長三宅秀とベルツ、三島の関係をさらに追跡する必要がある。
- 30) 前掲杉浦
- 31) 32) 前掲石付実編『近代日本の学校文化誌』に詳しい。
- 33) 前掲杉浦
- 34) 三島は、0 歳から 15 歳までの児童の身体発育を調査し、標準的なデータとし、欧米と比較研究した内容を『日本健体小児ノ発育論』(1902) にまとめた。三島はこれにより、博士の学位を取得した。調査対象のうち、0 歳から 3 歳までは、医科大学研究科在学中の産科病室で分娩した乳児及び小児病室への通院患者である。また、医師開業中の時期には、来診、往診した乳幼児が調査対象となった。4 歳から 15 歳までの調査は、東京、畿内、山陽、山陰、四国、九州、奥羽地方における幼稚園、小学校、高等女学校、中学校で行なわれた。また、4 歳から 6 歳までのうち、過半数は幼稚園の幼児であった。調査総数は、男児 9,609 人、女児 7,467 人で合計 17,076 人であった。調査項目は、初生児、哺乳児、幼児、児童の各段階における身長、体重、頭囲、胸囲である。
- 35) 前掲杉浦
- 36) 前掲杉浦
- 37) 拙稿 注 5) 参照
- 38) 前掲杉浦
- 39) 拙稿 注 5) 参照
- 40) 前掲「国家医学雑誌」108 号
- 41) 注 5) 拙稿参照
- 42) 43) 三島「学制調査資料・就学年齢問題」(1902) 詳しくは注 5) 拙稿参照
- 44) 前掲近藤真庸論文
- 45) 46) 47) 48) 49) 50) 51) 前掲「国家医学雑誌」164 号
- 52) 注 1) 注 5) の拙稿は、三島「学制調査資料・就学年齢問題」(1902) について詳細に検討したもの。三島は、この論文